

降雪による交通障害への対応（第 23 回ボイラー実技講習 2 日目（3 月 5 日から 7 日））について

令和 7 年 3 月 4 日（火）は通常どおりです。遅れずに出席してください。

#### 1 開催又は中止の判断基準

JR 新橋駅及び都営三田線御成門駅をそれぞれの開催日の午前 7 時 00 分から同日午前 8 時 30 分までの間に停車する予定の電車がすべて運休した場合には講習を中止します。中止に伴う振替は次の通りです。

JR 新橋駅＝運休、都営三田線御成門駅＝運航⇒開催

JR 新橋駅＝運航、都営三田線御成門駅＝運休⇒開催

JR 新橋駅＝運休、都営三田線御成門駅＝運休⇒中止

振替

3 月 5 日 運休⇒講習中止→3 月 18 日に振替え

3 月 6 日 運休⇒講習中止→3 月 7、19、21 日いずれかに振替

3 月 7 日 運休⇒講習中止→3 月 19、21 日いずれかに振替

#### 2 公共交通機関（高速バス及び路線バスを除く。）の乱れによる遅刻の場合

講習開始前までに電話又は電子メールにより必ず連絡をお願いします。

ご連絡をいただけない場合には、以下の対応はできません。

連絡方法

電話：03-5425-7770

留守番電話に受講番号及び受講者名、連絡先電話番号とご用件を録音してください。

電子メール：[jimukyoku-uketuke@jba-tokyo.jp](mailto:jimukyoku-uketuke@jba-tokyo.jp)

受講番号及び受講者名、連絡先電話番号とご用件を記載し送信願います。

- (1) 概ね 30 分以内、かつ、遅延証明書を提出いただける場合、補講を前提に当日及びそれ以後の講習を受講することができます。遅延証明書を提出いただけない場合には所定の補講に要する費用を申し受けます。
- (2) 概ね 30 分を超え、かつ、遅延証明書を提出いただける場合  
講習 2 日目に遅延したとき：3 月 18 日に振替えが可能で、3 日目の講習はそのまま受講いただけます。  
講習 3 日目に遅延したとき、3 月 19 日又は 21 日に振替え可能ですので、連絡時に振替希望日をお申し出ください。
- (3) 概ね 30 分を超え、遅延証明書を提出いただけない場合には特例として振替手数料 5,000 円を頂戴したうえで、前述の振替えが可能です。